

第1章 つくば市 市民協働ガイドラインの目的

つくば市は、市民と協働でまちづくりを進めるため、市民協働ガイドラインを策定します。

- (1) **市民協働のまちづくりとは**・・・住んでいて良かったと思えるまち、今後もずっと住み続けたいと思えるまち「つくば市」を実現するために、市民や行政や様々な組織が、お互いの違いを認め、互いに尊重し合って対等な関係に立ち、それぞれが持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担し、協力し合いながら、課題に取り組んでいくことです。

「まちづくり」とは、街路や公園といったまちの空間に関するだけでなく、社会、経済、文化、環境など人々の生活の様々な要素を含めた生活や暮らしそのものを創り出す営みであり、つくば市を「個性溢れた魅力あるまち」にする活動全般を指します。

- (2) **市民協働のまちづくりの必要性**・・・こうした個性溢れた魅力あるまちにする活動には、行政のみでの対応では十分ではありません。市民と行政との協働、市民からなる様々な組織と行政との協働によって、それぞれが持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担して協力し合いながら、一緒に汗を流して課題に取り組んでいくことが必要なのです。

市民の視点、市民の知恵、市民の力が必要なのです。この背景の一つに、市の財政事情があることは言うまでもありませんが、21世紀の新しい社会環境の激変の中で、人々のニーズが多様化し高度化することによって、市民と行政が協働する新しい公共サービスや自治の在り方が必要とされているのです。

つまり、なぜ市民協働のまちづくりが必要か、といえば

- 1 人々のニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを推進するためには、行政のみでの対応では十分ではなく限界があること。
- 2 協働によって、初めて市民、市民の様々な組織、行政の特性を生かした個性溢れた魅力あるまちづくりが実現すること。

という理由からです。

(3) 市民協働のまちづくりの背景

先に触れたように、つくば市だけでなく、現在の社会はどこでも「21世紀の新しい社会環境の激変」の中にあります。そうした変化から市民協働のまちづくりが重要となってくるのですが、そこには様々な要因が関連しています。ここでは参考までに主要な側面のみを列挙します。

- ① 地方分権改革による、地方自治体における自己決定権の充実、ならびに市民や民間の役割を組み込んだ公共サービスの制度枠組みの整備
- ② 阪神淡路大震災をきっかけとした、1990年代後半以降の市民活動の制度改革（NPO法）と市民活動の活性化
- ③ 国と地方の財政問題の深刻化（長引く景気の低迷や少子高齢化の進展にともない、厳しく予算が制約されています。）
- ④ インターネットや携帯電話などに見られるICTの急進展（新しいメディア環境の登場による双方向の情報交換や通信における利便性の向上だけでなく、人々の人間関係や教育、犯罪など社会のあらゆる所で新しい要素が付け加わりました。）
- ⑤ 少子高齢化や地球環境問題など様々な社会的課題の噴出

以上のような、21世紀の新しい社会環境における条件変化は、プラスの側面もマイナスの側面もあります。いずれにせよ、こうした近年における変化の中で、市民による自治能力が向上し、その必要性が高まり行政の限界が浮き彫りになりました。そして、人々のニーズが多様化し高度化することによって、市民と行政が協働する新しい公共サービスや自治の在り方が必要とされるようになったのです。

